

## 姫路市広告事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産（以下「市有資産」という。）を広告媒体として民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告を行う者に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲出する広告の内容及び表現は、信用性と信頼性を持つものでなければならない。

### (広告事業の対象)

第3条 広告事業において、次の各号のいずれかに該当するものは広告することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 当該広告の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 景観又は風致を損なうおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 広告事業の対象となる広告に係る業種、業者及び掲載の基準は、別に定めるもの

とする。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等は、必要に応じ、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告主の責任等)

第5条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取りやめ)

第6条 市長は、掲載している広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取りやめることができる。

(1) 掲載している広告が、第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 掲載している広告が、第3条第2項の規定に基づき定められた基準に抵触するとき。

(3) 広告主が、広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(審査会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の内容等、広告の掲載に関して疑義が生じたときは、その審査をするため、広告掲載審査会（以下、「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 審査会の委員は、広報課長、企画政策室長が指名する企画政策室職員、法制課長、行政経営課長、財政課長及び管財課長をもって充てる。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課等の長を、臨時の委員として加えることができる。

5 委員長は、総務部長をもって充てる。

6 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの市有資産を所管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務局総務部行政経営課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月10日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市広告事業実施要綱の規定は、平成23年3月10日以後に募集を開始する広告事業に適用し、同日前に募集を開始する広告事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。